

地方公共団体が住民に一時避難を要請した区域（南相馬市鹿島区）に居住していた申立人ら（母、子）について、原発事故により、申立人子が通っていた南相馬市小高区内の高校が閉鎖されて二本松市内のサテライト校に通学することとなり、同市内へ避難したため、同高校が南相馬市原町区に仮設校舎を設置するまでの期間、避難先での生活を継続することを余儀なくされたとして、それぞれ、平成23年10月から平成24年3月まで日常生活阻害慰謝料（基本分）が認められた事例。

和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター令和〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）について、申立人X1及び同X2（以下併せて「申立人ら」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

第1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解契約の効力は及ばないことを相互に確認する。

日常生活阻害慰謝料 120万円

（自 平成23年10月1日 至 平成24年3月31日）

第2 和解金額

被申立人は、申立人らに対し、前項の損害項目に対する和解金として金120万円の支払義務のあることを認める。

第3 支払方法

（省略）

第4 清算条項

申立人らと被申立人は、第1項記載の損害項目（同項記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

ア 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。

イ 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して別途請求しない。

第5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立

人が記名押印の上、各自1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解
契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

令和4年10月31日

(仲介委員 板橋 愛子)